

令和7年6月5日

合法木材供給事業者
分別管理責任者 様

一般社団法人 埼玉県木材協会
専務理事 佐野且哉

合法性等の証明された木材・木材製品の
取扱実績報告について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当協会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国木材組合連合会から、令和6年度中に取り扱った合法木材の標記実績について調査依頼がありました。

大変お忙しいところ恐縮ですが、令和6年度取扱実績を別紙にご記入の上、7月11日（金）までに当協会あてFAX（048-824-0720）またはメールにてご報告いただきますようお願いいたします。なお「取扱実績報告書」のエクセル様式は協会HP（<https://www.mokkyo-saitama.jp/>）内6月5日付「お知らせ」よりダウンロードできます。必要な方はご利用ください。

なお、ご記入に際しましては、下記留意事項をご確認の上、ご記入いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 別紙調査表中の「合法性等の証明されたもの」について
 - ・ 入荷時に「合法木材証明書」を受領した場合、又は出荷時に「合法木材証明書」を交付した場合のみが対象となります。
 - ・ 単に合法木材認定事業者であることや、国産材・県産木材ということだけで、証明書のないものについては「合法木材」とはなりません。
- 2 「合法性等の証明されたもの」の実績のない場合におきましても、「0」をご記入ください。
- 3 入荷量・出荷量は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの貴社の年間取扱量を合法証明の有無にかかわらずご記入ください。

電 話： 048-822-2568

FAX： 048-824-0720

E-mail: lumber@mokkyo-saitama.jp